

監査監督機関国際フォーラム事務局 が日本に設置されたことの意義

監査品質の向上に向け、事務局を中心とした 取組み強化に期待

金融庁 I F I A R 常設事務局設立準備本部

本部長 佐々木 清隆



今年4月、日本国内に初めて、金融に関連する国際機関の本部が設置された。監査法人の検査等を行う監督当局の国際機関「監査監督機関国際フォーラム」(I F I A R : International Forum of Independent Audit Regulators)の常設事務局(東京都千代田区)である。今後、I F I A R (イフィアール)が監査の質をグローバルに向上させる取組みを強化していくなかで、現在52カ国・地域となっている監査監督当局のメンバー拡大の観点からも、今回設置された事務局に期待がかかる。(編集部)

メンバー拡大に向けて 日本に地の利

——I F I A R はどのような組織か。また、事務局が新設されることになった理由は何か

2000年代初頭に複数の国で不正会計事件が発覚し、監査のあり方が世界的に注目された。それを契機として、監査品質を

確保するために世界各国で監査業界から独立した監査監督当局が組織されるに至り、日本では04年に金融庁に公認会計士・監査審査会が設置されている。そして、06年9月に各国・地域の監査監督当局が協力・連携を行う国際機関として発足したのがI F I A R である。

従来、I F I A R には事務局

がなく、議長と副議長の所属する当局が実質的に組織のとりまとめを行っていたが、そうした体制では回らなくなってきた。監査法人の国際的な活動が拡大するなど対処すべき課題が深化したことや、加盟国・地域がI F I A R 発足当初の18から52へと急増したこと、加盟当局間の意見交換にとどまらず国際機関

としての実質的な活動を伴うようになってきたことなどがその理由だ。

そこで、14年にI F I A R として事務局の新設を決定し、ホスト国の募集を開始した。欧州やアジア等の複数の加盟国・地域がホスト国に名乗りを上げるなか、日本も立候補して誘致活動を展開。16年4月に行われた最終投票によって東京での事務局開設が決まり、今年4月3日の事務所開設に至った。

——日本への事務局誘致を進めてきた理由は何か

現在、I F I A R 加盟の52カ国・地域のうち、欧州が31で過半を占めている一方、アジアは日本を含めて10カ国にとどまっており、中国、インド、フィリピンなどは加盟していない(図表)。企業活動がグローバル化するなかにあつて、いまや監査もグローバルなビジネスとなっており、監査の品質向上は世界共通の課題である。そうした課題に対応するI F I A R が本場にグローバルな国際組織になるためには、アジアなど欧州以外の地域でもっと加盟国を増やし

ていく必要がある。その意味で、常設事務局を欧州におくよりも東京においたほうが今後のIF I A R 拡大に向けてプラスになる。

一方、これまで日本国内に国際機関の本部・事務局が設置される例は国連大学などごくわずかなケースにとどまっていた。「東京国際金融センター」の構想もあるなかで、IF I A R の事務局を国内に誘致することの意義は大きい。

——日本への事務局設置はどのような点が評価されたのか

おもに三つの点が評価されたと考えている。一点目は、前述のとおりアジアの東京というロケーションが今後のIF I A R の加盟国拡大に向けて有利であること。二点目は、東京は世界第3位の規模の金融市場であり、上場企業やグローバル企業、金融機関といった監査のステークホルダーが多く所在しているということ。三点目は、金融庁に加えて首相官邸や外務省など政府が一丸となって招致活動を進め、民間でも日本経済団体連合会や全国銀行協会、日本公認会

〔図表〕 IF I A R 加盟メンバー構成 (52カ国・地域)

欧州 (31)	アジア (10)
アイルランド (IAASA)	インドネシア (FPSC)
アルバニア (POB)	韓国 (FSC/FSS)
イギリス (FRC)	シンガポール (ACRA)
イタリア (CONSOB)	スリランカ (SLAASMB)
オーストリア (ASA)	タイ (SEC)
オランダ (AFM)	チャイニーズタイペイ (FSC)
キプロス (CyPAOB)	日本 (CPA AOB/FSA)
ギリシャ (HAASOB)	マレーシア (AOB)
クロアチア (APOC)	オーストラリア (ASIC)
ジブラルタル (FSC)	ニュージーランド (FMA)
スイス (FAOA)	
スウェーデン (SBPA)	中東 (3)
スロバキア (AOA)	アブダビ (ADAA)
スロベニア (APOA)	ドバイ (DFSA)
スペイン (ICAC)	トルコ (POA/CMB)
チェコ (RVDA)	
デンマーク (DBA)	アフリカ (4)
ドイツ (AOB)	エジプト (EFSA)
ノルウェー (FSA)	ボツワナ (BAOA)
ハンガリー (APOA)	南アフリカ (IRBA)
フィンランド (AB3C)	モーリシャス (FRC)
フランス (H3C)	
ブルガリア (CPOSA)	北米 (3)
ベルギー (CRME)	アメリカ (CPAOB)
ポーランド (AOC)	カナダ (CPAB)
ポルトガル (CMVM)	ケイマン (AOA)
リトアニア (AAA)	
リヒテンシュタイン (FMA)	南米 (1)
ルクセンブルグ (CSSF)	ブラジル (CVM)
ジャージー (JFSC)	
ロシア (MOF/FSFBO)	

(注) カッコ内は当局の略称。2017年2月末時点。
(出所) 金融庁資料

計士協会などの国内の関連団体のほか、国際銀行協会や在日米商工会議所といった欧米の経済団体にも支援してもらったことが大きなポイントであったと考えている。

——事務局の設置後の状況はどうか

英国の監査監督当局であるFRC (財務報告協議会) でプロジェクト責任者を務めていたカール・レナー氏が4月3日付でIF I A R の事務局長に着任した。事務局の定員は5名で、現在レナー事務局長以外のメンバ

の採用活動が進められている。また、4月4日から6日にかけて、IF I A R の全加盟国・地域が参加する年1回の本会合を東京で開催した。07年のIF I A R の創立本会合以来、10年ぶりに日本での開催となり、無事に終了した。

事務局設置国として 官民の支援が期待される

——IF I A R では現在、どのようなテーマが議論になっているのか

いちばんの論点は、前述のと

おり監査法人による監査の質の向上である。どの当局も監査法人の監査の質には依然として改善すべき課題があるという認識をもっており、「ビッグ6」

(注) といわれるグローバルな監査法人グループとの意見交換などを定期的に実施している。

また監査の質を高めるには、監査人だけではなく、監査の受益者である企業の監査委員会や投資家などのステークホルダーも関心をもつことが重要になる。

今年4月には文字どおり“Audit Committees and Audit Quality”

IFIAR事務局の日本設置の意義

(監査委員会と監査品質)と題するIFIARのペーパーを作成・公表した。

また、企業活動がグローバル化していることで、監査を監督する当局にも国際的な連携が必要になってきていることも重要な論点だ。4月4日にはIFIAR加盟メンバーのうち日本を含む22カ国・地域の監査監督当局が「監査監督情報交換に関する協力のための多国間覚書」(MMOU)に署名した。以前は2国間の協定に基づいて米国・英国などの当局との間で監査監督上の必要な情報を相互にやりとりしていたが、MMOUに署名した当局との間では自由に情報交換ができるようになった。

「日本IFIARネットワーク」とはどのような組織か

事務局のホスト国として政府・金融庁もIFIARの活動を支援していくわけだが、民間レベルでのサポートも重要になる。そこで、関係する業界団体が中心となって支援を行う枠組みが「日本IFIARネットワーク」(事務局は金融庁)である。日本公認会計士協会、日本経済

団体連合会、全国銀行協会などの関係団体が会員となっており、昨年12月に設立総会を開催して活動を始めた。IFIAR事務局が日本国内でネットワークを構築する際に支援したり、IFIARでの議論の内容を日本の関係者に紹介することがおもな活動内容だ。すでに金融庁担当者ネットワークの会員団体向けに講演や寄稿などを通じてIFIARの活動を紹介する取組みも行っている。現在、新たな活動の企画・立案を進めており、これから取組みが本格化していく予定だ。

——日本ではここ数年をみても、オリンパスや大王製紙、東芝といった企業の監査のあり方が物議を醸した。日本の企業会計や会計監査に対する国際的な不信感はないか

不信感がないことはないだろう。しかし、前述したとおり各国に監査監督当局が設立されたきっかけは、世界的に不正会計の問題が生じたことであり、現在でもIFIAR全体として監査の質の向上が必要という認識を共有している。日本だけの間

題ということではない。また、監査の質の向上に向けて、IFIARでは監査法人だけでなく上場企業の監査委員会や投資家といったステークホルダーとの対話も強化している。各国において、そうしたステークホルダーが監査にどれだけ関心を抱いているかという点、日本に限らずまだまだという状況だ。引き続き、IFIARにおける議論などを通じて、ステークホルダーの監査への関心が高まることを期待している。

——今後、事務局を擁するホスト国として、日本にはどのような役割が期待されるのか

16年4月の事務局開設の決定を受け、金融庁内にIFIAR常設事務局設立準備本部を設置して準備や支援を行ってきたが、今後は事務局ホスト国の当局として必要な予算の要求などのサポートを実施していくことになる。

また、日本では今年3月末に「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表された。監査法人による監査の品質確保

に向けたガバナンスの重要性については、IFIARでは3、4年前から議論を行ってきた。これまでIFIARは事務局もない状況で情報発信などの取組みに限界があったという側面もある。今後は、監査法人の監査のあり方にとどまらず企業の監査委員会などの役割やコーポレートガバナンスを考慮するうえで、多くのステークホルダーにIFIARの取組みに関心をもってもらえるとありがたい。

(聞き手・本誌 吉田豊)

(注)「ビッグ6」はプライスウォーターハウスクーパーパス(英国)、デロイトトウシュトーマツ(米国)、アーンスト・アンド・ヤング(英国)、KPMG(オランダ)、BDO(ベルギー)、グラントソントン(英国)の六つの国際的な監査法人グループをさす。

ささき きよたか
83年大蔵省入省。02年国際通貨基金、07年証券取引等監視委員会事務局総務課長、11年金融庁総務企画局審議官、公認会計士・監査審査会事務局長などを経て、15年7月から現職。